

各 位

一般社団法人 静岡県剣道連盟
会 長 吉 村 勝

剣道四段・五段審査会要項

- 1 期 日 令和元年10月20日(日) 午前9時00分～9時40分受付 同10時00分開会
※ 二次のみの受審者も上記時間厳守のこと
※ 予備日10月26日(土) 同会場・同時刻
- 2 審査会場 静岡県剣道連盟「養浩館」(静岡市葵区宮前町355番地 TEL 054-263-5428)
- 3 主 催 静岡県剣道連盟
- 4 審査方法 (1) 第1次審査で実技を課し、合格者に第2次審査で学科・日本剣道形を課す。
◎ 学 科 各地区連盟に送付してある学科問題3問中から当日2問出題する。
(全剣連発行「剣道学科審査の問題例と回答例」より出題。)
(静岡県剣道連盟ホームページ 審査→剣道学科問題へのリンク 参照)
※ 五段受審者で、社会体育初級取得者は学科を免除する。
(社会体育初級取得を証明するもの(コピー)を申込書に添付のこと。)
◎ 日本剣道形 太刀7本 小太刀3本
(2) 第1次審査合格者で第2次審査不合格の場合は、1年以内に1回に限り第2次審査を受審出来る。
ただし、第1次審査合格者で第2次審査棄権者は、理由の如何を問わず第1次審査も不合格とする。

- 5 受審資格 (1) 本県剣道連盟登録会員であり、次の経過年数を経た者。
(県剣連登録がされていない受審者は下記6により手続きを済ませること)

四 段	平成28年10月31日以前に三段取得した者(三段取得後、3年以上)
五 段	平成27年10月31日以前に四段を取得した者(四段取得後、4年以上)

※前段取得年月からの経過年数を必ず受審者が確認して申し込みをすること。

- (2) 全剣連及び県剣連審査規則第16条により永年国外居住等「特段の事由」により受審が出来なかった者で「特段の事由」を付した書面を地区連盟会長を通じて申請し、会長がこれを認めた者に限り、上記の経過年数を経ずして受審出来る。 ※年齢の基準日は審査当日
年令の条件は次のとおり。
① 四段受審者は、満45才以上の者。
② 五段受審者は、満50才以上の者。

- 6 受審料・証書料・その他(登録の手続き) 次表のとおり。

段 位	受 審 料	証 書 料	そ の 他 (会員登録の手続き)
四 段	6,580円	19,440円	登録のない受審者は、所属地区連盟に下記の登録料を納入し、 会員番号取得の手続後受審すること。 登録手続き、登録料については各地区連盟事務局に問い合わせ のこと。 四段受審者 有段者登録 4,320円 五段受審者 高段者登録 6,480円
五 段	7,660円	36,720円	
※ 合格者は当日証書料を納入のこと ※ 四段合格者は高段者登録料 6,480円 を併せ納入のこと。			

- ※ 受審上の注意 審査は中段にて受審すること。
(身体に障害がある場合はこの限りではない。予め診断書・障害者手帳等のコピーを地区連盟事務局に提出のこと。)

- ※ 安全対策
(1) 受審者は事前に準備運動を十分に行うと共に竹刀等用具点検を自己責任で行い事故防止に万全を期すこと。
(2) 事故発生の場合、県剣連は必要により応急処置をして、救急車又は病院の手配をする。
(3) 県剣連は受審者全員1日傷害保険に加入するが、この保険は会場内における事故に対する保険であり、往復
途上は含まれない。
(4) 事故発生の場合、各人の健康保険で対応するので、健康保険証又は写しを持参すること。

- ※ 個人情報保護法への対応
申込書に記載される個人情報(所属剣連・氏名・住所・生年月日・年令・称号・段位・職業等)は静岡県剣道連盟
が実施する本審査会運営のために利用する。尚、所属連盟・氏名・年令・段位等の最小限の個人情報は必要の都度
目的に合わせ、公表媒体(掲示用紙・ホームページ・広報)に公表することがある。
更に剣道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な情報を提供することがある。

- 7 台風対応
(1) 台風接近により審査当日、午前7時時点で暴風警報が県内いずれかの地域に発令された場合、受審者の安全確保
のため審査を予備日(10月26日同会場・同時刻)に延期。
(2) 延期した審査を欠席した場合、審査料は返金しない。

8 申込み

(1) 申込み方法 受審者は、所定申込書と個人票に受審料を添え期日厳守で所属地区連盟事務局に申し込むこと。
(県剣連審査事務担当者への申込みは各地区連盟事務局からの一括申込み以外は受け付けない。)

(2) 申込書

- ① 1、所定申込書 2、個人票（受審段位別に色分けした票）の2部を同時提出により申込みする。
- ② 個人票は全ての記入欄に楷書で正しく記入し、特に氏名は旧漢字使用等に注意し必ずフリガナを付けて、年令・男女別も明記すること。 受審者自らが記入し、代筆しないこと。（代筆による誤記入が多いため。）
- ③ 前段合格時と姓及び住所が変わった場合は必ず旧姓及び旧住所も（ ）で記入すること。
- ④ 前段合格時の年月日、登録番号を必ず記入のこと。記入のない者、誤記入の者（虚偽となる）は、無資格者として書類返却等により受審を認めない。（申込み受付時地区連盟事務局でチェックする。）
- ⑤ 他府県からの転入者及び前段を他府県で受領した者は前段位の証書の写し（受領県名を記入すること）又は、段位証明書を必ず提出すること。この手続きが無い者は申込書を受理しない。（合格迄その都度添付のこと。）
- ⑥ 2次審査の者は、申込用紙の欄外と個人票に「赤」で2次審査と明記及び○印をし、申込みすること。
- ⑦ 前段を外国で取得した者は、全剣連の登録・調査を要する。申込み前に県剣道連盟に問い合わせること。
- ⑧ 申込み後に受審を取り消した場合は、理由のいかんを問わず、受審料の返還はしないので申込みに注意のこと。
- ⑨ 表記5資格の欄で資格のない者が受審・合格した場合は合格を取り消し、受審料等その他の返還は一切しない。
- ⑩ 学科問題の解答を日本語でできない受審者は申込時に地区剣道連盟に連絡すること。

(3) 申込み締切日及び申込先住所（各地区連で記入下さい。）

申込み締切日 令和元年9月2日（月）厳守

申込先住所 所属地区連盟

**※ 護国神社の例大祭のため護国神社駐車場は使用できません。
また、車の境内乗り入れもできません。公共交通機関で来館して下さい。**

※ 審査. 終了後、合同稽古を行います。

各地区連盟へのお願い

- ◎ 各地区連盟事務局は、貴連盟所属の各団体（学校、剣道教室、道場等）に、本要項、申込書、個人票の配布を願います。
- ◎ 各地区連盟事務局は、申込書、個人票に記入漏れ、誤記入等不備のないことを確認受付し、申込書一括し受審料を添えて、静岡県剣道連盟に送付してください。（県剣連への各地区連盟事務局以外の直接申込みは一切受け付けません）
- ◎ 受審資格に関わる前段の取得年月については特に注意をお願いします。
- ◎ 学科問題の解答を日本語で出来ない受審者からの申込を受けた場合、県剣連に連絡願います。
- ◎ 静岡県剣道連盟への締切日

令和元年9月14日（土）